

指定相談支援事業・障害児相談支援事業に係る定款表記について

障害者総合支援法に基づく『特定相談支援事業』、児童福祉法に基づく『障害児相談支援事業』を開始する法人については、定款及び登記簿謄本（登記事項全部証明）に、当該事業についての記載が必要です。

【記載例：社会福祉法人の場合】

『特定相談支援事業』 ⇒ 「特定相談支援事業の経営」

『障害児相談支援事業』 ⇒ 「障害児相談支援事業の経営」

【記載例：医療法人の場合】

『特定相談支援事業』 ⇒ 「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業（事業所名・住所）」

『障害児相談支援事業』 ⇒ 「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業（事業所名・住所）」

【記載例・NPO法人の場合】

『特定相談支援事業』 ⇒ 「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業」

『障害児相談支援事業』 ⇒ 「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」

なお、平成25年4月、現行の「障害者総合支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【障害者総合支援法】」に改正されます。

これに伴い、平成25年4月以降に特定相談支援事業を開始する場合は、「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業」ではなく、「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業」の表記が必要となりますのでご注意ください。（社会福祉法人は除く。）